平成２５年（再イ）第３１号

埼玉県所沢市こぶし町30番16号

再生債務者　時松健一郎

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年９月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年９月10日

さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再イ）第８号

松阪市矢津町1591番地

再生債務者　中村　典央

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年９月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年９月10日　　津地方裁判所松阪支部

平成２５年（再イ）第２号

熊本県山鹿市中764番地１

再生債務者　池田　雄大

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年９月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年９月10日

熊本地方裁判所山鹿支部個人再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成１５年（再イ）第５９号

茨城県東茨城郡美野里町大字大谷508番地の５

再生債務者　宮内喜美雄

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成16年６月７日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成25年９月９日　　水戸地方裁判所

平成２１年（再イ）第１４１号

千葉県印旛郡印旛村岩戸138―１

再生債務者　増田　英昭

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成21年９月28日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成25年９月６日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２４年（再ロ）第２４号

京都市右京区嵯峨新宮町９番地の55

再生債務者　鹿取　広幸

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。

平成25年９月９日

京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第６号

埼玉県入間市豊岡１丁目６番12号　アーバン入間Ⅱ503

再生債務者　穴澤　史郎

1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年９月30日まで

4　一般異議申述期間　平成25年10月15日から平成25年10月21日まで

さいたま地方裁判所川越支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第１００３０号

東京都練馬区大泉学園町５―２―18―501

再生債務者　淺沼　義秀

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年９月４日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年９月24日まで

平成25年９月９日

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第７号

神戸市北区西大池２丁目12番１―410号

再生債務者　菊池　光弘

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年８月22日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年９月30日まで

平成25年９月９日

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２５年（再ロ）第１号

岡山市北区桑田町11番12―1002号

再生債務者　松島　真一

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年９月３日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年９月30日まで

平成25年９月９日

岡山地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第１００１８号

千葉県市川市曽谷２―14―９

再生債務者　諸橋　裕一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年８月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年９月６日

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第２号

大分市久原中央２丁目６番13号

再生債務者　木田　泰三

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年９月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年９月９日

大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（再ロ）第２号

広島市佐伯区八幡東１丁目29番２―１号

再生債務者　吉本　典芳

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年９月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年９月10日

広島地方裁判所民事第４部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十五年十二月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済

(乙) 掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年四月十日

掲載頁　五十五頁（号外第七十七号）

平成二十五年九月十九日

東京都中央区入船二丁目一番一号

(甲) アルテック株式会社

代表取締役　徳博

東京都江東区東陽七丁目五番八号

(乙) アルテックアイティ株式会社

代表取締役　陶山　秀彦

組織変更公告

当組合は、協業組合の組織を変更して株式会社にすることにいたしました。組織変更後の商号は社ＣＦ建設株式会社とします。

効力発生日は平成二十五年十一月一日であり、総会の承認決議は平成二十五年九月十八日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年九月十九日

岐阜県下呂市萩原町上呂二二五番地

ＣＦ建設協業組合

理事長　島　秀太郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年九月十九日

宮崎市旭一丁目八番一五号

合同会社アイナンシャルサポート

代表社員　南　貴彦